

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2023年11月28日
管理表No.	1113-01 改訂00

項目	コメント内容
受入施設 (第16条)	型式証明では、実際の衝撃吸収材の性能が不明なまま、想定条件を定めて40G以下と評価している。RFSの評価としては、キャスクメーカーの想定条件と全く同じなのか、再度別の条件で評価したということなのか。BWR用中型キャスク(タイプ2)と、PWR用キャスク(タイプ1)の、型式証明申請での評価との差異箇所は何か。また、同じ入力条件と評価方法で、同じ解析がされていることを確認したと理解すればよいか。

(回答)

衝撃吸収材への金属キャスクの転倒評価については、型式証明申請での評価が、既設の衝撃吸収材の性能や金属キャスクとの位置関係の条件が適切に設定された解析の入力条件になっていることを確認している。

今回の事業変更許可申請に当たって、再評価(再解析)は行っておらず、型式証明申請当時の評価条件・評価方法・評価結果を元に、適合性説明資料「リサイクル燃料備蓄センター 事業変更許可基準規則への適合性について」(令和5年9月 リサイクル燃料貯蔵株式会社)を作成し、提出している。

以上